

●通所介護相当サービス対象者の判断基準について

令和5年4月から、「③日常生活に支障があり、かつ、入浴介助が必要な人」を対象者に追加する。

	①認知症があり社会参加が難しい人	②精神疾患があり社会参加が難しい人	③日常生活に支障があり、かつ、入浴介助が必要な人
更新者	次のいずれかで判断し、コピーしてケアプランに添付する。 <ul style="list-style-type: none"> • 以前の主治医意見書利用 • お薬手帳で認知症治療薬が確認できるなら、それを診断書かわりとみなす。（申請日の3か月以内のもの） 	次のいずれかで判断し、コピーしてケアプランに添付する。 <ul style="list-style-type: none"> • 以前の主治医意見書利用 • 精神保健福祉手帳 • お薬手帳で精神疾患治療薬が確認できるなら、それを診断書かわりとみなす。（申請日の3か月以内のもの） 	次のいずれかのケースに該当する者を対象者とし、ケアプランに本サービスの利用が必要な理由（本人の状態を詳細に記すこと）を記載する。 (1) 洗身や更衣が一人で行えず入浴介助を必要とする者 ①痛みや麻痺、拘縮等で洗身動作がしづらく、足先や背中が十分に洗えない。 ②身体の可動域制限があり一人で洗身や更衣ができない。 ③認知機能低下や精神疾患等（医師の診断がない場合）で声掛けしても一人で洗身や更衣ができない。 (2) 術後等で主治医から動作制限の指示があり入浴介助を必要とする者 ※対象者の状態の変化時やプラン評価時に状態に応じたサービス利用となっているか見直し、入浴介助が必要でなくなった場合は通所型サービスAに切り替える。
新規者	次のいずれかで判断し、コピーしてケアプランに添付する。 <ul style="list-style-type: none"> • 診断書（自己負担） • お薬手帳で認知症治療薬が確認できるなら、それを診断書かわりとみなす。（申請日の3か月以内のもの） 	次のいずれかで判断し、コピーしてケアプランに添付する。 <ul style="list-style-type: none"> • 診断書（自己負担） • 精神保健福祉手帳 • お薬手帳で精神疾患治療薬が確認できるなら、それを診断書かわりとみなす。（申請日の3か月以内のもの） 	(1) 洗身や更衣が一人で行えず入浴介助を必要とする者 ①痛みや麻痺、拘縮等で洗身動作がしづらく、足先や背中が十分に洗えない。 ②身体の可動域制限があり一人で洗身や更衣ができない。 ③認知機能低下や精神疾患等（医師の診断がない場合）で声掛けしても一人で洗身や更衣ができない。 (2) 術後等で主治医から動作制限の指示があり入浴介助を必要とする者 ※対象者の状態の変化時やプラン評価時に状態に応じたサービス利用となっているか見直し、入浴介助が必要でなくなった場合は通所型サービスAに切り替える。

※更新・新規申請時点から状態が変化した時の判断時の添付資料となりえるもの

主治医から得た情報及び担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業所及び指定予防介護支援事業所が「通所介護相当サービス対象者」と判断した理由等を記載した書類（※主治医からサービス担当者会議への照会内容の記録など）

●事業対象者が通所型サービス（通所介護相当サービス・通所型サービスA）を利用する場合の週2回の判断基準について

事業対象者は、基本チェックリストで次の①～③のいずれかに該当する者のみ週2回利用とする。

- ①基本チェックリストの結果が「全般」10点以上かつ「運動（質問No.8）」に該当する者
- ②基本チェックリストの結果が「全般」10点以上かつ「うつ」に該当する者
- ③基本チェックリストの結果が「全般」10点以上かつ「認知症」に該当する者

※事業対象者の状態の変化時やプラン評価時に必要に応じて基本チェックリストを実施し、週2回利用が必要かどうか判断していく。

※要支援認定者が利用する場合、要支援1は週1回、要支援2は週2回の利用とする。

●短期集中型通所サービス（元気あっぷ教室）の利用につて

通所型サービスを利用希望の場合、「元気あっぷ教室」を最初に利用することとしているが、次のいずれかに該当する者は通所介護相当サービス又は通所型サービスAを利用する。

- ①認知症や精神疾患等があり社会参加が難しい者
- ②運動制限があり、運動メニュー等行うことが難しい者（運動制限が一時的で状態が改善した場合は「元気あっぷ教室」を利用可能とする。）
- ③自宅での入浴が困難で、通所介護相当サービス又は通所型サービスAで入浴を利用する必要がある者（入浴動作が環境整備を行っても難しい場合や家族支援等が得られない場合）